

# いしかり・ライフ style 魅力発掘・発信連携事業 委託業務企画提案指示書

## 1 委託する業務名

いしかり・ライフ style 魅力発掘・発信連携事業

## 2 業務の目的及び概要

石狩管内では、少子・高齢化の進展により、生産年齢人口が減少する中、学生の進学時と就職時における若年層の首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）への転出超過も続いており、地域産業の担い手となる若者不足が懸念される状況にあることから、若い世代を地域に根付かせる取組のほか、首都圏などからの若手人材の呼び込みも重要となっている。

地域とのつながりが希薄化する傾向にある現代社会においては、学生時期における地域活動経験が与える影響は大きく、地域活動経験がある若者や、地域への愛着が高い若者は、その地域での就業を希望する傾向にあることや、新型コロナウイルス感染症の影響により若者の地方移住への関心が高まっている状況であることから、首都圏から石狩管内への若者の人材還流及び石狩地域の若者の地元定着を促進するための取組として、首都圏大学生と石狩管内大学生の共同により、石狩地域の魅力や課題を自ら発掘し課題解決に向けた取組を実施する中で、石狩地域への親しみや愛着を持ってもらうための事業を実施するもの。

## 3 委託業務の内容

首都圏大学生と石狩管内大学生の共同による、石狩地域の魅力発掘や地域課題解決を図るための調査活動や、石狩地域における実地調査などの活動を通じて、石狩地域とのつながりや親しみ・愛着を持ってもらうための取組を企画・運営する。

なお、首都圏大学については、石狩振興局が指定するものとし、企画・運営にあたっては、首都圏と石狩管内の大学及び大学生との調整やきめ細やかなフォローについて配慮するとともに、新型コロナウイルス感染症対策等について、社会情勢の変化に応じ適切かつ柔軟な対応を図ること。

(1) 対象者 石狩振興局が指定する首都圏大学の大学生と石狩管内在住の大学生

(2) 参加人数 首都圏大学生最低 10 人以上、石狩管内大学生最低 3 人以上

(3) 企画内容

石狩管内大学生の選定、首都圏大学生と石狩管内大学生との共同活動や連絡調整、活動内容等の企画立案、会場の手配、当日運営等の一切の業務を行うこと。

なお、本事業は、石狩地域にゆかりのない首都圏大学生が地域活動を実施するため、様々な情報を様々な角度から得る必要があるが、管内で実際に生活する同世代の大学生と情報・意見交換や調査活動等に連携して取り組むことにより、専門家や行政機関の情報のみでは得られない情報が得られるとともに、地域課題の解決に向け、より柔軟な発想や高度な提案を期待するものであること。

また、価値観や生活環境等が異なる同世代の大学生との共同活動により、双方が気付かない魅力や課題の発見など、より効果的に石狩地域への親しみや愛着の醸成を図ること目的としていることから、提案に当たっては、遠隔地の大学生同士の活動方法やその進め方、見込まれる効果などについて、具体的な提案を行うこととし、次の内容を取り入れること。

ア 課題の設定

- ・活動は大学生自らが地域課題を設定し、学生ならではの柔軟な発想で課題解決などの取組を進められること。
- ・課題の設定に当たっては、石狩地域に関する講習（情報提供）を行い、活動テーマを例示するなど、課題設定が円滑に進められるよう配慮すること。

- ・なお、課題設定等については、事前に石狩振興局と協議の上、実施すること。

#### <留意事項>

- ・課題の設定は大学生自らが行うものとするが、石狩地域に関する知識等を有していないことから、地域に関する情報（歴史や特産品、風土など）や活動テーマ例等を提供し、大学生が検討しやすいように配慮すること。
- ・活動グループの人数や編成方法、進め方などについて、首都圏大学生と石狩管内大学生の共同活動による効果を考慮すること。
- ・なお、内容については、事前に石狩振興局と調整すること。

#### イ 活動内容

- ・事前に石狩振興局と協議の上、実施するとともに、ミーティング等の活動結果を活動後2週間以内に石狩振興局へ報告すること。

##### ① ミーティングの開催

- ・首都圏大学生が参加するミーティングを6回以上開催すること。
- ・3回以上は石狩管内大学生が参加する合同ミーティングとすること。
- ・必ず1回は首都圏大学生、管内大学生それぞれと受託者が対面した形で開催すること。
- ・開催場所や開催内容等、当日の運営等については受託者が行うこと。

##### ② 石狩地域における実地調査（フィールドワーク）の開催

- ・必ず1回は石狩振興局管内での実地調査を行うこと。
- ・実地調査には、石狩地域の魅力が伝わる内容を取り入れること。  
※参加者が実地調査に参加するための旅費、宿泊費、保険料、活動経費については、委託料の中から補填すること。（食料費は自己負担を想定）

##### ③ 首都圏における石狩地域PR活動の開催

- ・首都圏において、石狩地域の魅力発信等の活動を行うこと。
- ・活動は首都圏大学生と管内大学生合同によること。  
※参加者が実地調査に参加するための旅費、宿泊費、保険料、活動経費については、委託料の中から補填すること。（食料費は自己負担を想定）

#### <留意事項>

- ・ミーティングについては、次の内容に沿って行うこと。  
①課題設定、②活動計画、③活動実施、④活動結果
- ・ミーティングは月1回以上開催すること。
- ・石狩地域における実地調査には必ず首都圏大学生を10人以上参加させること。  
また、大学生自らが設定した調査内容等を行程に含めること。
- ・首都圏における石狩地域PR活動については、首都圏大学生が行う石狩地域に係る机上調査や実地調査を踏まえた上で行うことが望ましい。
- ・事業効果を高めるため、各種団体、機関等との連携も積極的に取り入れること。
- ・新型コロナウイルス感染症対策等について、社会情勢の変化に応じ適切かつ柔軟な対応を図ること。

#### ウ 活動報告の実施

- ・本取組は地域活動を通じた大学生の貴重な学びの場でもあることから、関係者に対する提案型の活動報告会を開催するなど、活動内容を報告する機会を設けること。
- ・なお、内容について、事前に石狩振興局と協議の上、開催すること。

#### <留意事項>

- ・活動報告の方法については、対面・オンライン・WEB等任意とする。
- ・大学生の活動内容が形に残るものとする。

#### エ 意識調査アンケート

- ・活動前後における首都圏大学生及び管内大学生の意識（親しみや愛着、移住意思など）や認知度の変化、活動を通じた感想等についてアンケートを実施し、その結果をまとめ

- ること。
  - ・なお、アンケート内容について、事前に石狩振興局と協議の上、実施すること。
- オ 事業結果報告書の作成
- ・本業務の履行期限までに、成果品を提出すること。
  - ・紙媒体 A4版 2部、電子媒体（DVD-R）を作成すること。  
※電子媒体については、エクセル・ワードなど二次加工が可能な形式とする。
  - ・なお、本事業における成果品（データ）の所有権及び著作権は道に帰属するものとし、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

#### 4 委託期間

契約締結の日（4月中旬を予定）から令和5年11月30日（木）まで

#### 5 予算上限額

5,211千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

#### 6 提案事項

##### (1) 業務処理計画

###### ア 業務処理体制

(ア) 業務を遂行する上で活用する事業実施に関する専門的な知識・ノウハウ・ネットワーク等

(イ) 業務を遂行する上での人員体制

###### イ 業務処理計画

(ア) 事業実施のスケジュール

(イ) 経費の積算

##### (2) 事業イメージ

###### ア 全体概要

※事業の目的、石狩地域の課題・魅力を踏まえた、事業の展開や方向性を示すこと。

###### イ 石狩管内大学生の選定、大学生の共同活動

(ア) 想定される石狩管内大学生の人数（大学）、選定方法

(イ) 共同活動の方法や進め方

(ウ) 大学生に対するサポート内容

###### ウ 課題の設定

(ア) 課題設定のイメージ及び学生へのアプローチ方法

(イ) 大学生に対するサポート内容

###### エ ミーティングの開催

(ア) 開催内容（日時・手法・プログラム、会場候補）

(イ) 大学生に対するサポート内容

###### オ 現地調査・石狩地域PR活動

(ア) 調査内容（日時・手法・プログラム、会場候補）

(イ) 大学生に対するサポート内容

###### カ 活動報告の実施

(ア) 報告内容（日時・手法・プログラム、会場候補）

(イ) 大学生に対するサポート内容

#### 7 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意のうえ、企画提案書を作成すること。

(1) 事業者の適格性

ア 業務処理体制

業務を遂行する上で必要な、事業実施に関する専門的な知識・ノウハウ・ネットワーク等を有し、確実な実施が見込まれるか。業務遂行のための人員体制は妥当か。

イ 業務処理計画

事業実施のスケジュール・経費積算は妥当か。

(2) 企画提案の整合性

ア 全体概要

- ・事業の目的を的確に理解し、効果的な提案となっているか。
- ・石狩地域の課題や魅力を的確に把握しているか。

イ 石狩管内大学生の選定、大学生の共同活動

- ・選定先及び選定方法は適切であり、効果的か。
- ・共同活動の内容や進め方は適切であり、効果的か。
- ・大学生同士が円滑に情報・意見交換等を行うためのサポート体制や工夫が講じられているか。

ウ 課題の設定

- ・課題設定に向けた手順、学生へのアプローチは適切であり、効果的か。
- ・大学生自らが地域課題を円滑に設定するためのサポート体制や工夫が講じられているか。

エ 活動内容

- ・ミーティング、実地調査、活動報告について、開催内容及び運営方法は適切であり、効果的か。
- ・大学生が円滑に活動できるサポート体制や工夫が講じられているか。
- ・事業効果を高めるため、各種団体、機関等との連携を積極的に取り入れているか。
- ・新型コロナウイルス感染症対策等について、社会情勢の変化に応じ適切かつ柔軟な対応が講じられているか。

## 8 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 単体企業又は複数企業（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）等とする。

(2) 単体企業及びコンソーシアムの構成員等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社又は事業所等を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体であること（宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体を除く。）。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）に準じることとし、同要領第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。

また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下に同じ。）

(イ) 本店及び事業所が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

（ア）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

（3）コンソーシアムにおいては、（2）の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

ア コンソーシアムを構成する企業等間に明確な契約が存在すること。

イ 会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

## 9 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望するものは、参加表明書及び添付書類を提出すること。

（1）提出書類 参加表明書（別添様式）、添付資料

（2）提出部数 1 部

（3）提出期限 令和 5 年（2023 年）3 月 15 日（水）午後 5 時必着

（4）提出場所 14 に同じ

（5）提出方法 持参又は郵送（簡易書留又は書留のいずれかによる。）。

持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時まで

（6）その他 提出された書類等については、返却しない。

## 10 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から企画提案書の提出の要請を受けた者は、次のとおり提出すること。

（1）提出書類 企画提案書（別添様式）、添付資料

（2）提出部数 6 部（提案者名は 1 部のみ記載し、残り 5 部には提案者名を記載しないこと。）

（3）提出期限 令和 5 年（2023 年）3 月 29 日（水）午後 5 時必着

（4）提出場所 14 に同じ

（5）提出方法 持参又は郵送（簡易書留又は書留のいずれかによる。）

持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時まで

（6）その他 提出された書類等については、返却しない。

## 11 企画提案書に関するヒアリング

（1）企画提案書を提出したものに対して、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施する。  
ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。

（2）企画提案書の提出数が 5 を超える場合には、書類選考を行う場合がある。

（3）ヒアリングに参加しなかった提出者のプロポーザルは無効とする。

（4）審査終了後、速やかに審査結果を書面により通知する。

## 12 契約に関する基本事項

締結する委託契約においては、次の事項を基本とする。

（1）提案内容の修正

採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

（2）見積書の提出

公募型プロポーザル審査会で選定された企画提案者に対して、所定の手続きを経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。

（3）契約保証金

受託者は契約締結時に契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納める。

なお、契約保証金の納付が免除される場合がある。

(4) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(5) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。

なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

### 13 その他

(1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨

日本語、日本円

(2) 契約書

別途作成する

(3) 無効となる提出書類

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) その他

ア 企業・団体等は、参加表明書の提出をもって、本指示書等の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

ウ 提出された応募書類は、意見を聴取するために、有識者に閲覧させることがある。また、別途必要な書類を徴することがある。

エ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

オ 提出された書類は、原則として道に対する情報公開の対象文書となる。

カ 応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

キ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。

ク 全ての提出書類は返却しない。

ケ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

### 14 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館5階

北海道石狩振興局地域創生部地域政策課 担当：長岡

電話番号 011-795-9978（直通）

FAX番号 011-232-1070

メールアドレス ishikari.chiseil@pref.hokkaido.lg.jp